

## ○建設工事請負業者入札参加資格審査、指名等の基準に関する規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、斜里町財務規則(昭和45年規則第2号)に基づき、建設工事を請負に付そうとする場合における請負業者の資格審査、指名その他必要な事項について定めることを目的とする。

#### (適用除外)

第2条 この規程は、次に掲げる工事について適用しない。

- (1) 一般競争入札に付する工事
- (2) 災害の応急工事等で特に緊急を要する工事

#### (請負業者の選定等)

第3条 建設工事を請負に付する場合には、この基準に基づく工事請負業者名簿に登録された者(以下「登録者」という。)のうちから請負業者を指名又は選定する。

2 登録者のうち、必要に応じ級別格付けを行うことができるものとする。

#### (工事請負入札参加資格審査申請等)

第4条 建設工事を指名競争入札又は随意契約の方法による請け負うことを希望する請負業者は、工事請負入札参加資格審査申請書及び納付状況確認承諾書(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

2 前項の申請書等は、隔年ごとに提出するものとし、(一財)北海道建設技術センターが定める入札参加資格共同審査受付期間までとする。ただし、新規の登録及び登録業種の変更その他町長が必要と認める場合は、この限りでない。

### 第2章 建設工事請負業者資格審査会

#### (設置)

第5条 請負業者の適格性の判定及び第3条第2項に基づく級別格付けを行うため、庁内に建設工事請負業者資格審査会(以下「資格審査会」という。)を置く。

#### (業務)

第6条 資格審査会は、建設工事を請負うことを希望する請負業者について、次の事項についての適格性を判定し、当該請負業者を工事請負業者名簿(以下「登録名簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可の可否
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当するかどうか。
- (3) 経営状態が不健全であるかどうか。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者かどうか。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

2 資格審査会は登録者について級別格付けをしようとするときは、毎年別表第1の級別格付判定基準に基づき判定し当該請負業者を請負業者格付名簿(第1号様式。以下「格付名簿」という。)に登載し、これを公開する。

3 格付名簿の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録名簿及び格付名簿の抹消)

第7条 資格審査会は、登録名簿及び格付名簿に登載された請負業者において、前条第1項の規定に該当したときは、資格審査会の判定を受けてその登録及び登載を抹消することができるものとする。

(資格審査会の組織)

第8条 資格審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもってあてる。

3 委員は、次の職にある者をもってあてる。

(1) 教育長

(2) 総務部長、民生部長、産業部長、教育委員会教育部長、消防長

(3) 建設課長、財政課長、水道課長、会計管理者

4 委員長は、必要があると認めるときは、臨時の委員を任命することができる。

(委員長)

第9条 委員長は、資格審査会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が職務を行う。

(書記)

第10条 資格審査会に書記を置く。

2 書記は、次の職にある者をもってあてる。

(1) 総務部財政課契約財産係長及び契約財産係職員

3 書記は、資格審査会の所掌する事項の予備審査及び資料の調査並びに会議の記録事務に従事する。

(会議)

第11条 資格審査会は、委員長が毎年3月中に開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 資格審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 資格審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### 第3章 建設工事請負業者指名委員会

(指名委員会の設置)

第12条 建設工事を、指名競争入札に付する場合の請負業者の指名について審議、決定するため庁内に建設工事請負業者指名委員会(以下「指名委員会」という。)を置く。

(業務)

第 13 条 指名委員会は、請負業者の指名を行う場合は、登録名簿又は格付名簿に登載された者のうちから、別表第 2 に定める指名基準に基づいて指名しなければならない。

2 請負業者の指名数については、別表第 3 の工事毎金額別業者指名数基準に基づくものとする。

(指名の停止)

第 14 条 指名委員会は請負業者が、建設工事の履行に当たって、その施工成績の不良、工事の遅延等不相当と認められる場合は、別表第 4 に定める指名停止基準により、指名停止する等の措置を講ずるものとする。

(指名委員会の組織)

第 15 条 指名委員会の組織及び運営については、第 8 条から第 10 条まで及び第 11 条第 2 項の規定を準用する。

(会議)

第 16 条 指名委員会は、委員長が必要の都度開催する。

第 4 章 補則

(秘密を守る義務)

第 17 条 資格審査会及び指名委員会の委員長、委員並びにその書記は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(準用)

第 18 条 建設工事を請負に付する場合以外に係る契約の資格審査、指名その他必要な事項については、この規程を準用する。

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。